

平成 30 年 12 月 12 日

## 北海道胆振東部地震により被災された個人型年金加入者掛金及び中 小事業主掛金の納付の特例措置終了のお知らせ

このたびの北海道胆振東部地震により被災された皆さまには、心よりお見舞い申し上げますとともに、一日も早い復旧を心よりお祈りいたします。

さて、今回の北海道胆振東部地震により被災された個人型確定拠出年金の加入者さま・中小事業主さまに対して、掛金納付の特例措置を設けておりましたが、後日まとめて掛金を納付できる期間の終了時期（災害その他やむを得ない理由のやんだ日から2ヶ月以内において国民年金基金連合会が別に定める日）を決定いたしましたのでお知らせします。

### 記

1. 別表に掲げる指定地域に住所のある個人型確定拠出年金の加入者さま・中小事業主さまについての特例措置の終了時期は、平成 31 年 1 月 31 日となります。
2. 今回の特例の対象となる掛金は、平成 30 年 8 月分掛金（平成 30 年 9 月 26 日引落分）から、平成 30 年 12 月分掛金（平成 31 年 1 月 28 日引落分）までとなります。

(照会先) 国民年金基金連合会  
確定拠出年金部  
TEL 0570-003-105